【県事業】水源地域等の森林整備 事業案

事業名	対 象 森 林	森林整備の内容、実施方法	実 施 後 の 制 限 等	整備面積 5カ年計画
条件不利地森林整備	 ○林業経営が成り立たない条件不利地であって以下の要件を満たす森林でまとまりのある森林を「条件不利地森林整備区域」として設定 ①人工林 ②林道及び市町村道等からの距離が概ね200m以上の森林 ③森林経営計画認定森林でないこと。 また、森林経営計画の作成が見込まれていない森林 ④過去15年以上森林整備が行われていない森林 ⑤市町村森林整備計画で定める公益的機能別施業森林 	○間伐等の森林整備の実施①強度の間伐(本数率で35%以上)、集積②現場到達のための簡易作業路の設置③広葉樹の生育がある場合には針広混交林化○県が森林組合、林業会社等へ発注し実施(県営事業)	 ○森林所有者と協定を締結(県と森林所有者) ①事業実施後10年間の皆伐、転用の禁止 ②公益的機能別施業森林の伐期まで伐採制限(標準伐期齢※+10年 等) ※標準伐期齢の具体例スギ:35年、ヒノキ40年 等 	3, 500ha
水源林機能増進	○市町村が管理する簡易水道等の水源の森林であって以下の要件を満たす森林でまとまりのある森林を「水源林機能増進区域」として設定 ①小流域に取水口がありそれに依存する簡易水道等の集水区域の森林 ②過密林であって下層植生がないなどの森林整備が必要な森林 ③森林経営計画認定森林でないこと。また、森林経営計画の作成が見込まれていない森林 ④市町村森林整備計画で定める公益的機能別施業森林	○間伐等の森林整備の実施①強度の間伐(本数率で35%以上)、集積②現場到達のための簡易作業路の設置③広葉樹の生育がある場合には針広混交林化○県が森林組合、林業会社等へ発注し実施(県営事業)	○森林所有者と協定を締結(県と森林所有者)①事業実施後10年間の皆伐、転用の禁止②公益的機能別施業森林の伐期まで伐採制限(標準伐期齢+10年 等)	500ha
松くい虫 被害地の 再生	 ○松くい虫被害地であって公益的機能が低下し森林の再生が必要な森林であって以下の要件を満たす森林でまとまりのある森林を「被害地森林再生区域」として設定 ①松くい虫被害地の松林 ②被害木の割合が50%以上の松林 ③事業実施後保安林指定できる森林 	 ○被害木の伐倒、植栽、保育の実施 ①被害木の伐倒、集積 ②地拵え、植栽 ③広葉樹の生育がある場合には広葉樹林化 ④現場到達のための簡易作業路の設置 ⑤植栽後の下刈、獣害対策を実施 ○県が森林組合、林業会社等へ発注し実施(県営事業) 	○保安林による制限	200ha